

五 戸 町 文 化 賞 表 彰 基 準

区 分	表 彰 基 準	
	規 則 基 準	運 用
1. 文化功労賞 (表彰は1回 限りとする)	イ. 多年にわたり芸術文化の普及、振興に功労のあった者	1) 年齢60歳以上で、10年以上にわたり文化協会の役員及び文化団体の役員を努め、当町の芸術文化の普及、振興に貢献しその功績が顕著な者 2) 10年以上にわたり、当町の芸術文化の普及、振興に貢献した団体及び文化活動が特に優秀と認められる団体
	ロ. 多年にわたり人材の育成及び芸術文化団体の育成指導に寄与し、その功績が顕著な者	年齢60歳以上で、10年以上にわたり当町の芸術文化人口の拡大に努め、優秀な人材の育成及び芸術文化団体等の指導育成に努力し、その功績が顕著な者
2. 文化賞	イ. 高校生以上で、県大会以上の大会等で優れた評価を受けた者	1) 県教委及び県レベル以上の芸術文化団体が主催若しくは共催する県大会以上の大会、展覧会または発表会等で最も優れた評価を受けた者 2) 東北大会以上の大会、展覧会または発表会で入賞した者 3) 全国的な大会等権威ある全国大会出場者
3. 文化奨励賞	イ. 小・中学生で、県大会以上の大会等で優れた評価を受けた者	1) 県教委及び県レベル以上の芸術文化団体が主催若しくは共催する県大会以上の大会、展覧会または発表会等で最も優れた評価を受けた者 2) 東北大会以上の大会、展覧会または発表会で入賞した者 3) 全国的な大会等権威ある全国大会出場者

※ この基準は、平成22年4月1日から適用する。

※ この基準は、五戸町民(修学のために町外に居住している者及び町内に修学・就労し、その名によって出場したものを含む。)及び町内に所在する団体を対象とする。ただし、文化功労賞についてはこの限りではない。